



事業主・社会保険労務士の皆さまへ

# 繁忙期における雇用保険関係手続きについて



例年4月から5月にかけて雇用保険の各種届出が大幅に増加する時期です。雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、皆様方のご理解・ご協力をお願いします。

## 1 資格取得届 は、可能な限り 4月・5月の各月上旬～中旬を避けて提出をお願いします

ご注意!

4月5月上～中旬

例年4・5月は、就職・退職に関する雇用保険の各種届出の件数が大幅に増加する時期であり、特に最繁忙期となる4月・5月の各月上旬～中旬は、資格取得届の処理に大変お時間をいただく場合があります。可能な限り（※）4月下旬以降の提出にご協力をお願いします。

例 4月1日に採用した従業員の届け出 ▶ 4月下旬または5月下旬に提出（5月31日まで確認資料不要）

※ 雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに提出が必要です。ただし、都内ハローワークにおきましては、**被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月末日まで**確認書類を頂いていません。この範囲内でご協力をお願いします。

## 2 離職票 の発行手続きを **最優先** として行います

ハローワークでは、雇用保険受給手続きに必要な離職票の発行手続きを最優先で行っているため、資格取得届等の処理にお時間がかかる場合があります。

また、前事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合等には、資格取得届の処理に特にお時間を要しますので、ご理解・ご協力をお願いします。



## 3 郵送 のご申請は、大変お時間をいただく場合があります

郵送でご申請する場合は、通常時でも手続きにおおむね2～3週間程度お時間をいただいておりますが、繁忙期にはさらにお時間を要することが予想されます。

**お急ぎの場合は、窓口又は電子でのご申請**をおすすめします。



来所による届出・申請の受付時間 **8:30～16:00**

繁忙期間中は窓口が大変混雑することが予想されます。お時間に十分余裕を持って早めのご来所をお願いします。ご理解・ご協力をお願いします。

